

## 群馬県ミニバスケットボール連盟からお知らせ

## 選手の個人登録について

日本バスケットボール協会（日バ）

- 1) 日本バスケットボール協会のチ - ム加盟・競技者登録届書（4 枚複写）は、群馬県ミニバスケットボール連盟総会の時に登録料を添えて受付に提出して下さい。
- 2) 全ての競技者（1 - 6 年）を登録記入下さい。（変更されています。）
- 3) 追加登録は、その都度 4 枚複写に記入して、各地区の登録担当役員へ書類を提出ください。
- 4) 登録料に関しては 4 年生以上です。1 - 3 年生の登録料を納入した場合も返還されません。  
注意 3 年生以下については登録カードは配布されません。
- 5) 小学校総体に出場するチ - ムで、「未登録」の選手がベンチへ入る場合は、必ず参加申し込みまでに登録して下さい。それまでに登録のない場合は全国大会予選への選手登録は出来ません。
- 6) 5 校以上 選手のいるチームは全国大会県予選並びに交歓大会に出場できません。

登 録 担 当 役 員

東毛地区 鈴木 義 明 （館林協会）

中毛地区 戸 塚 穰 （オール東）

西毛地区 赤 石 一 夫 （高崎中居）

北毛地区 榊 原 久 雄 （吉岡ミニ）

追加登録は、11月の小学生総体の申し込みまで受け付けます。

3月の新人戦は、未登録の5年生、4年生も出場を認めます。その後出場チームで登録してください。

## 群馬県ミニバスケットボール連盟 個人登録（県登録）

- 1) 群馬県ミニバスケットボール連盟の個人登録は、部員全員（1年生～6年生）を記入して総会時に提出して下さい。
  - 2) チ - ム登録届出書は、総会前に同封の返信用封筒にて事務局に提出して下さい。
- チ - ム連絡責任者は、コ - チ及びチ - ム代表者の方ではなく保護者会の方を記入して下さい。（男女チ - ムがある場合は、同じ方ではなく別の方を記入して下さい。）
- 登録が済んだ競技者は、別のチ - ムへの移籍は、出来ません。ただし、引越しなどで、住所が変わった場合は、各地区の登録担当役員に相談して下さい。
- 個人登録用紙は、無記入の物をコピーして1枚保管しておいて下さい。
- 未登録の選手が、出場した場合、没収試合になりますので注意して下さい。

登録は、総会時に受付で、現金を添えて提出して下さい。

（他チ - ムや連盟役員に渡すことは、できません。）

当日、会場に来られないチ - ムは、各地区の登録担当役員に直接渡して下さい。

**重 要** この書類は、保管をして次の年の役員の方へ引継ぎをして下さい。